



須賀川市における芸術力を活かした地域活性化に関する連携及び協力に関する覚書

須賀川市（以下「市」という。）と国立大学法人東京藝術大学美術学部（以下「大学」という。）は、芸術力を活かした地域活性化に向け、連携及び協力して取り組むことを合意し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、市と大学が芸術力を活かした地域活性化に関する連携及び協力を図ることにより、大学が媒介して、教育、健康福祉、文化振興、地域経済、雇用創出及びまちづくりの各分野で横断的な取組を進めることによって、新たな行政機能を創出し、市の課題解決、魅力向上、関係人口及び交流人口の増加等に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 市と大学は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力を行う。

- （1） 市総合計画の推進に関すること。
- （2） 大学が持つ芸術力を媒介とした地域活性化に資する各分野の連携強化に関すること。
- （3） その他、市と大学が協議して必要と認める事項

（秘密の保持）

第3条 市と大学は、本覚書に基づく連携協力により知り得た秘密について漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、本覚書の有効期間終了後も効力を有するものとする。

（有効期間）

第4条 本覚書の有効期間は、覚書締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、本覚書の有効期間満了の日の2か月前までに、市と大学のいずれから異議の申し立てがない場合は、有効期間をさらに2年ごとに自動更新するものとする。

（協議）

第5条 本覚書に定めのない事項又は覚書に関し疑義が生じた事項については、両者協議の上、これを定めるものとする。

この覚書交換の証として本書2通を作成し、市と大学が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年4月1日

福島県須賀川市八幡町1-3-5番地

須賀川市

須賀川市長 大寺 正晃



東京都台東区上野公園1-2番地8

国立大学法人東京藝術大学

美術学部長 橋本 和幸

